

平成 27 年度岩手県感染症対策委員会 議事録

日時：平成 28 年 2 月 1 日（月）15：30～16：30

場所：アイーナ 8 階 801 会議室

- 1 開会
- 2 挨拶
- 3 報告事項
- 4 その他
- 5 閉会

○赤岩主査 開会に先立ちまして、資料の確認をお願いします。【次第(出席者、設置要綱等)、資料 1、2、3-1、3-2、4、参考資料】不足等ございましたら、事務局にお知らせ下さい。

本日、会場の都合により有線マイクが 4 本のみとなりますので、発言される場合は、マイクをお持ちしますので挙手いただきますようお願いいたします。

ただ今から、岩手県感染症対策委員会を開催いたします。

開会にあたりまして、岩手県保健福祉部副部長兼医療政策室長の野原より御挨拶を申し上げます。

○野原副部長兼医療政策室長（あいさつ）

○赤岩主査

今回は、改選後最初の委員会ですので名簿に従いまして、出席委員の皆様を御紹介いたします。

岩手医科大学睡眠医療学科教授兼医療安全管理部感染症対策室室長 櫻井 滋(さくらい しげる)委員、岩手医科大学微生物学講座分子微生物学分野教授 木村 重信(きむら しげのぶ)委員、岩手大学 農学部教授 鎌田 洋一(かまた よういち)委員、なお、鎌田委員におかれましては新任でございます。岩手県立大学総合政策学部教授 石堂 淳(いしどう じゅん)委員、岩手県医師会常任理事 和田 利彦(わだ としひこ)委員、岩手県獣医師会会長 多田 洋悦(ただ ようえつ)委員、岩手県保健所長会盛岡市保健所長 高橋 清実(たかはし きよみ)委員、岩手県予

防医学協会専務理事 武内 健一(たけうち けんいち)委員、岩手県臨床衛生検査技師会理事 高橋 幹夫(たかはし みきお)委員、岩手県立中央病院院長 望月 泉(もちづき いづみ)委員、国立病院機構盛岡病院院長 菊池 喜博(きくち よしひろ)委員 盛岡市立病院院長 加藤 章信(かとう あきのぶ)委員、岩手県教育委員会教育長 高橋 嘉行(たかはし よしゆき)委員につきましては、本日は、代理として岩手県教育委員会事務局スポーツ健康課 高橋 雅恵(たかはし まさえ)様に出席いただいております。

なお、黒坂委員、山口委員、利部委員、山本委員、多田委員におかれましては、本日欠席でございます。

また、岩手県市長会から傍聴のご要望がありましたので、本日は、事務局次長の浅沼様にご参加いただいております。

続きまして、事務局を紹介します。

(事務局紹介)

続きまして、委員長及び副委員長の選出についてお諮りします。

岩手県感染症対策委員会設置要綱第 4 の規定により委員長及び副委員長は委員の互選とされておりますが、いかがお諮りいたしましょうか。

(事務局一任の声)

事務局一任のお声をいただきましたので、差し支えなければ、事務局より案を申し上げます。事務局としましては、委員長を前任期から引き続き岩手県医師会の和田利彦(わだとしひこ)委員に、副委員長を引き続き岩手医科大学の木村重信(きむらしげのぶ)委員にお願いしたいと思っておりますがいかがでしょうか。

(異議なしの声)

御異議が無いようですので、委員の皆様の互選ということで、和田委員に委員長を、木村委員に副委員長をお願いいたします。

それでは、設置要綱第4の2の規定により、委員長が会議の議長を務めることになっておりますので、以降の議事進行を和田委員長にお願いします。

○和田議長 ただ今、前任期より引き続き委員長に就任しました和田です。各委員の御協力のもと、委員会を進めて参りたいと思いますので、よろしくお願います。

それでは、議事に入ります。

本日は、報告事項4件が事務局により準備されております。委員の皆さんの御協力をいただき、午後4時30分までには終了したいと思いますので、どうぞよろしくお願いいたします。

それでは早速ですが、報告事項の「感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律の一部改正に伴う対応について」、事務局より説明して下さい。

○高橋主査（資料1について説明）

○議長 質問、御意見ございませんか。

○櫻井委員 検体の提出を求めるわけですが、求めに応じる、応じないという時間的余裕はどのくらいをみているのでしょうか。

○高橋感染症担当課長 基本的に求めに応じない方はいないという想定であり、速やかに検体を採り、対処にうつることとします。ただし、拒否された場合には強制的にということがある規定です。

○櫻井委員 基本的には直ちにということですね。

○高橋感染症担当課長 そのとおりです。

○高橋清実委員 一類・二類と新型ですので直ちに保健所・医療機関に検体提出をお願いしていますが、検体送付は保健所が入っているのでしょうか。今までは

環境保健研究センターに、検体送付ということでしたが、患者が発生したという連絡を受けて検体の採取をお願いし、検体が採れた方については、保健所が間に入って検体を送付しなければいけないということでしょうか。

○高橋感染症担当課長 ケースバイケースだと考えています。基本的には感染症指定医療機関の方に環境保健研究センターの職員が行って、採取し検査ラボに運ぶこともありますし、それほど危険がなければ、少なくとも保健所長の意思で検体を採るという規定にあります。

○高橋清実委員 その時に判断するということですか。

○高橋感染症担当課長 エボラとか MERS については、すぐに医療機関の方に行き、そこから送るということも想定しています。

○高橋清実委員 二類感染症も入っていますが、同じくケースバイケースという理解でいいのでしょうか。

○高橋感染症担当課長 その通りです。

○議長 その他、ないでしょうか。ないようですので次に進ませていただきます。

○議長 続きまして、エボラ出血熱・中東呼吸器症候群対策について、事務局説明をお願いします。

○高橋感染症担当課長（資料2について説明）

○議長 質問、御意見ございませんか。

（質疑応答なし）

ないようですので次に進ませていただきます。

○議長 続きまして、蚊媒介感染症対策について説明をお願いします。

○高橋感染症担当課長（資料3について説明）

○高橋清実委員 臨床的、疫学的に診断された場合、盛岡市立病院を紹介させていただくということでしょうか。デングの簡易キットを持っているということですが。

○加藤委員 盛岡市立病院ではデング熱、マラリアについては簡易キットを準備しています。

ジカ熱については、簡易キットというのはいませんが、流行国に行ったということであれば可能な検査はやりたいと思っています。

○高橋清実委員 盛岡市保健所ではデング熱の流行時に、市内の医療機関から問い合わせがありましたし、夜間急患診療所を設置しているので、もし患者が受診した場合はどうすればいいのか医療機関から質問されたこともあります。デングの場合、ヒト-ヒト感染はしないので夜間急患に来た場合には解熱剤を出し、しかるべき医療機関である盛岡市立病院を紹介させていただくということをお話しました。医療機関からの検査してほしいとかの問合せには盛岡市立病院を紹介させていただいてよろしいでしょうか。

○加藤委員 デング熱との鑑別が必要なのは出血熱です。マラリアだと思います。マラリアについて、薬は武内先生が県立中央病院にいる時から、岩手県では県立中央病院に置くということになっていますので県立中央病院に紹介していただければ良いと思います。

デングやジカ熱については臨床症状がすごく重症でなければ、場合によっては経過観察で外来でも対応ができると思います。デングについては、私がホーチミンにいた時でも子供は重症感が出るので入院しなくてはなりませんが、大人は1回目であれば必ずしも症状が強くなく、2回、3回目に感染すると症状が強くなるので、盛岡市立病院で重症感を見てキットでの検査はやれると思います。

○高橋委員 お願いする場合は、事前に相談連絡をするようにしたいと思います。

○加藤委員 市内の先生方にも協力をいただきたいと思います。

○議長 おそらくデングに関しては、報道が大きくなり、発生した時に患者本人もしくは家族に強い希望が出ますので、そういった際にはよろしくお願ひします。

ジカ熱については、通常は南米に行く人は多くはないのですが、今年はオリンピックがブラジル開催ということもあり、かなりの人が行くでしょうし問い合わせが増えると思いますが、保健所、岩手県の窓口

はどうなっていますか。

○高橋感染症担当課長 保健所の方は随時窓口を設けています。人は24時間はりつけてはいませんが、24時間連絡がとれるような体制をとっています。

ちなみにデングの検査の話で平成26年は、環境保健研究センターで12例検査しており、輸入症例疑いが4例、国内疑いが8例のうち1例が陽性でした。今年度は3件検査し全部で陰性です。

○高橋幹夫委員 デング熱についてヒトにうつる、うつらないということで誤解を招いていましたが、当院ではデング熱は厳しい症例ではありませんでした。今回の蚊媒介感染症対策会議での取組について教えてください。

○高橋感染症担当課長 県の行動計画に沿って周知啓発についても県のホームページを通じてアナウンスしていこうと思っています。

対策会議の一番の目的は、輸入症例が来て市町村で蚊に刺され、そこが感染源となった時に、保健所長は市町村に対して駆除を命ずることができる規定があります。今回は市町村担当者を集め、全県で対応するというのを主目的とした会議としております。

○議長 啓発・周知に関しては、ホームページだけだと委員でも見ていない方もいるので、その辺をお願いしたい。

○高橋感染症担当課長 わかりました。

○議長 その他ございませんでしょうか。ないようです。次に進ませていただきます。

○議長 続きまして、ヒトパピローマウイルス感染症の予防接種後に症状が生じた方に対する対応について説明をお願いします。

○高橋主査（資料4について説明）

○議長 産婦人科学会では勸奨していますが、その点について、不具合や困る事は今のところはないでしょうか。

○高橋主査 学会から意見が出ていることは承知していますが、県への要望等はありません。県の現状として、副反応報告がサーバリックスで3件、ガーダシル

で2件あり、追跡調査が実施され、いずれも治療を要さない状態であることが確認されています。

○高橋清実委員 5件の症状はどのような報告内容だったのでしょうか。

○高橋主査 手元に詳しい資料がございませんが、特に重篤な報告ではありません。

○議長 その他、質問、御意見ございませんか。

(質疑応答なし)

ないようですので、1から4までの報告については、これで終了とさせていただきます。

○議長 5のその他として獣医師会から。

○多田委員 報告事項としてお時間をいただきます。

岩手県獣医師会の多田でございます。今日は、去る1月20日岩手県医師会と岩手県獣医師会の間で学術教育の推進に関する協定を締結しましたので報告します。

感染症にかかる報告の中でもあったように、この1年で新興、再興感染症については越境性に流行しており、それを防ぐことが重要であるとの認識です。更には、これを防ぐと共に人と動物環境の健康を維持していくにはどれ一つの健康も欠かす事のできない、つまりワンワールド・ワンヘルス、人・動物の健康は一つという理念の下で、医療を担当する医師会と、獣医療を担当する獣医師会の連携強化が不可欠であるということで両者の緊密な関係を構築する必要があるという認識で協定を締結したものです。

医師会と獣医師会は、それぞれの専門領域で広域的な事業を担当する組織であり、人と動物の健康を介して国民生活に貢献する立場から、越境感染の拡大防止、人と動物の共通感染症流行制御、食品の安全性確保等々、安全で安心な社会を構築する必要があると考えており、こういう立場から協定を結ばせていただきました。

今後の課題としては、本県当局の指導の基に医療・獣医療の発展に関する学術情報の共有、地域レベルの医師及び獣医師の交流促進を通じて、学術教育に関する連携をより一層図っていきたいと考えています。ぜ

ひ委員の先生方、県当局にはご指導賜りますようお願いし、報告とさせていただきます。

○議長 その他、ございませんか。

ないようでしたら、以上で議事を終了とさせていただきます御協力ありがとうございました。

○赤岩主査 和田委員長、ありがとうございました。

議事は終了しましたが、委員の皆さんから、何かございませんか。

(なし)

これもちまして、岩手県感染症対策委員会を閉会します。委員の皆様、お忙しい中ありがとうございました。